

## 議第64号

三島市下水道条例の一部を改正する条例案

三島市下水道条例（昭和51年三島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	1,720円
1立方メートルにつき	99円
1立方メートルにつき	111円
1立方メートルにつき	124円
1立方メートルにつき	139円
1立方メートルにつき	153円

を

」

「

	1,760円
1立方メートルにつき	101円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	126円
1立方メートルにつき	141円
1立方メートルにつき	156円

に改め、

」

同表備考 3 中「1,720円」を「1,760円」に、「86円」を「88円」に改め、同表備考 4 を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、別表備考 4 を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前から継続している公共下水道の使用で令和元年12月 1 日前に支払いを受ける権利が確定するものに係る下水道使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年 6 月 1 3 日提出

三島市長 豊 岡 武 士